

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)第四条第十九号の規定により、)知事が定めた事項

広告することができる事項	施行日
救命救急センターを有する医療機関が実施する軽度から重度までの症状に総合的に対応する救急診療業務に関する施設等の名称	平成13年11月27日
東京都、特別区、市町村又は地方公共団体の組合が病院又は診療所を開設し、当該病院又は診療所の管理に関する事務を委託した場合における、当該管理に関する事務を受託した法人の名称	平成14年12月2日
東京都指定二次救急医療機関	平成14年12月2日
災害拠点病院	平成15年6月19日
東京都脳卒中急性期医療機関	平成21年3月4日
東京都小児がん診療病院	平成25年8月30日
東京都がん診療連携拠点病院	平成27年4月1日
東京都がん診療連携協力病院(名称については、「東京都がん診療連携協力病院(肺がん・胃がん・大腸がん・肝がん・乳がん・前立腺がん)」というように指定を受けたがん種を括弧書きで明記すること。)	平成27年4月1日
東京都難病診療連携拠点病院	平成30年4月1日
東京都難病診療協力病院	平成30年4月1日
東京都アレルギー疾患医療拠点病院	平成31年4月1日
東京都アレルギー疾患医療専門病院	平成31年4月1日